

平成27年3月

工事請負業者の皆様へ

ひたちなか市総務部管財課

工事費等内訳書の提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正されたことに伴い、平成27年4月1日より工事費等内訳書の提出が義務化となりますので、ご留意願います。

記

1 工事費等内訳書の提出について

工事及び施設修繕にかかる全ての競争入札（130万円超）について、工事費等内訳書の提出が義務化されます。

平成27年4月1日以降に発注する案件から適用となります。なお、随意契約による見積合せは含みません。

※従前は、一般競争入札のみ提出。